

役員等報酬規程

社会福祉法人

大友恵愛会

社会福祉法人大友恵愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大友恵愛会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情処理第三者委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、定期的に出勤し日常的に法人業務を行い、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とし、理事会において決定する。
- (2) 常勤役員が、職務のため出張した時は、社会福祉法人大友恵愛会出張旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬については、別表2に定める額。
- (2) 非常勤役員が職務のため出張した時は、社会福祉法人大友恵愛会出張旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬の算定方法)

第6条 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬については、別表2に定める額。

(苦情処理第三者委員の報酬等の算定方法)

第7条 苦情処理第三者委員に対する報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬については、別表2に定める額。

- (2) 苦情処理第三者委員が職務のため出張した時は、社会福祉法人大友恵愛会出張旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員に対する報酬等の支給方法等必要な事項については、社会福祉法人大友恵愛会給与規程を準用する。
- (2) 非常勤役員、評議員選任・解任委員及び苦情処理第三者委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当該月の日数により日割りによって計算し、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月21日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
常勤役員	月 額 ¥600,000 円までの範囲内

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額	交通費
評議員会への出席	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のため の出勤	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円

(2) 理事

	報酬の額	交通費
理事会等会議への出席	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のため の出勤	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円

(3) 監事

	報酬の額	交通費
監事監査等への出席	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のため の出勤	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	報酬の額	交通費
評議員選任・解任委員会への出席	日 額 ¥8,000 円	日 額 ¥3,000 円

(5) 苦情処理第三者委員

	報酬の額	交通費
苦情処理委員会等への出席		日 額 ¥3,000 円